

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月7日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則（昭和58年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人貸出しの手続)</p> <p>第13条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、第11条ただし書、前条ただし書又は第17条の規定により貸出しを受ける場合を除き、香川県立図書館資料貸出カード（以下「貸出カード」という。）<u>又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>であって、<u>貸出カードに代わるもの（以下「符号」という。）</u>によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 符号の交付を受けようとする者は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が別に定めるものをいう。）により、館長が別に定める事項及び第10条の規定に該当する者であることを証明するに足る文書の内容が確認できる画像情報を館長に送信しなければならない。</u></p> <p>(貸出カード等の有効期間)</p> <p>第14条 <u>貸出カード及び符号（以下「貸出カード等」という。）</u>の有効期間は、<u>貸出カード等を交付した日から3年を超えない範囲内で館長が定める。</u></p> <p>(貸出カード等の利用に係る届出等)</p> <p>第15条 <u>貸出カード等の交付を受けた者は、第10条の規定に該当しなくなったときは、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>貸出カード等の交付を受けた者は、貸出カード等の登録事項に変更が生じたときは、速やかに、館長に届け出て、当該登録事項の訂正を受けなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(個人貸出しの手続)</p> <p>第13条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、第11条ただし書、前条ただし書又は第17条の規定により貸出しを受ける場合を除き、香川県立図書館資料貸出カード（以下「貸出カード」という。）によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(貸出カードの有効期間)</p> <p>第14条 貸出カードの有効期間は、貸出カードを交付した日から3年を超えない範囲内で館長が定める。</p> <p>(貸出カードの返納等)</p> <p>第15条 貸出カードの交付を受けた者は、第10条の規定に該当しなくなったときは、速やかに、<u>貸出カード</u>を館長に返納しなければならない。</p> <p>2 貸出カードの交付を受けた者は、貸出カードの記載事項に変更が生じたときは、速やかに、館長に届け出て、当該記載事項の訂正を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>

(個人貸出しの制限)

第16条 略

- (1) 事実を偽って貸出カード等の交付を受けた者
- (2) 貸出カード等を改ざんし、若しくは他人に譲渡し、若しくは貸与した者又は貸出カード等の譲渡を受け、若しくは貸与を受けた者
- (3)・(4) 略

(個人貸出しの制限)

第16条 館長は、次に掲げる者に対しては、資料の個人貸出しを行わないことができる。

- (1) 事実を偽って貸出カードの交付を受けた者
- (2) 貸出カードを改ざんし、若しくは他人に譲渡し、若しくは貸与した者又は貸出カードの譲渡を受け、若しくは貸与を受けた者
- (3)・(4) 略

附 則

この規則は、令和5年12月5日から施行する。